

平成二十五年度 大学院人文科学府博士後期課程編入学第2期入学試験問題  
(日本史学)

次の二～四の設問に答えなさい。但し、解答は全て縦書とすること。

一 次の史料は、天文十六年(一五四七)二月二十日の「渡唐船法度条々」の中の一部である。史料を読み、設問(一)～(四)に答えなさい。なお、条文には番号を記している。

- 一 船中祈祷不可有懈怠事、
- 一 三艘出船、並於洋中一乘一俱之事、
- 一 船中並对異域人喧嘩口論之族、計罪輕重可成敗之事、
- 一 日本人成敗ノ儀、可任大唐之法度事、
- 一 於罪科人出来之時者、以衆評正輕重可行罪事、
- 一 博奕其外大小共、勝負可為禁制之处、於違背輩者、雖為何在所、放其身、至賤者可令没收事、
- 一 銅錢至大唐不可隨身事、
- 一 公私共、銅荷一駄前一駄之事、
- 一 旧錢箱配当之時、任諸役者裁判、諸人不可及違乱事、
- 一 客衆人類於役者無存知人者、見出次第可追放船中事、
- 一 国質・所質停止之事、
- 一 旧借催促停止之事、
- 一 押買狼藉停止之事、
- 一 明州著津以後、刀杖武器於隨身不可有用捨事、
- 一 持櫃、手皮籠、任法令不可有大小事、
- 一 日記箱者、荷物十駄以上、一筥宛可所持事、
- 一 菜櫃十人分一宛可所持事、
- 一 於自国他国津々浦々、非法之儀有申懸人、帰朝之時、經公儀可有其沙汰、於其所不可有滞留之煩事、
- 一 帰朝之時、諸商売人荷物、於何在所任心不可受用事、
- 一 正使并諸役者、自発足之朝至大明宜禁酒、但病則許之、至従人水夫等不可耽盃事、

- (一) 第四条はどのようなことを述べているか、記しなさい。
- (二) 第十四条はどのようなことを述べているか、記しなさい。
- (三) 第十四条の他、第三条、第十八条、第二十条など、船中や明においての乗船者の行為を厳しく制限したり、禁止したりしている条文がある。こうした条文の背景にはどのような歴史的事実があるか、述べなさい。

- (四) これら二十条の中から、あなたが興味深いと思う条文について、内容を説明し、論じなさい。

二 次の史料(一)～(五)について、どのような史料であるか、説明しなさい。

- (一)「倭寇図巻」
- (二)「海東諸国紀」
- (三)「初渡集」
- (四)「籌海図編」
- (五)「乱中日記」

三 日本近世史に関する次の論題A～Cについて、それぞれ十行程度で論じなさい。

- A 江戸時代の将軍と朝廷
- B キリシタンと宗門改
- C 幕藩制的市場構造と商品流通

四 左の史料を読み、設問（一）～（三）に答えなさい。

(史料)

著作権上の理由により、**WEB**公開版では問題文を削除した。

(早稲田大学所蔵)

- (一) 史料全文の正確な釈文を作成しなさい。但し、漢字・変体仮名は現行のものに書き改めなさい。
- (二) 史料の発給者(朱印)と宛所(一人)について、それぞれどのような人物であるか述べなさい。
- (三) 史料の内容を正確に解釈しなさい。